⑤ Prove to have the ability to provide sufficient service with certainty

⑥ Prove to have no false statement in tendering documents

⑦ Prove neither the business condition nor credibility is deteriorating

⑧ Meet the qualification requirements which Official in charge of disbursement of the procuring entity may specify in accordance with Article 73 of the Cabinet Order

⑺ Time-limit for Tender: 11:00 AM, 5 February, 2015

⑻ Contact point for the notice: Yuzuru Tokunaga, Procurement Department, Japan Pension Service, 5―24, Takaido-nishi 3-chome, Suginami-ku, Tokyo, 168―8505, Japan TEL 03―5344―1100

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

申請等の受付は、土曜日、日曜日及び祝日等を除く、午前９時から午後６時（電子入札の場合）。又は、午前９時15分から午後６時（紙入札の場合（下記４⑴の担当部局の受付時間））とする。ただし、申請期限等の最終日の受付時間は、電子・紙入札ともに午後４時までとする。

平成26年12月17日

支出負担行為担当官

東北地方整備局長　縄田　　正

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　04

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　国道45号大上坊川橋上部工工事（電子入札対象案件）

⑶　工事場所　宮城県本吉郡南三陸町志津川字大畑地内

⑷　工事内容　【大上坊川橋】ＰＣ３径間連続箱桁橋（橋長Ｌ＝146.0m、Ｗ＝12.7m）ＰＣ箱桁製作１式、架設工１式、橋梁付属物工１式

⑸　工期　契約締結日の翌日から平成28年７月29日まで

⑹　使用する主要な資機材　コンクリート約2,000㎥、鉄筋約300ｔ、ＰＣケーブル約50ｔ

⑺　工事実施形態　本工事における工事実施形態は下記のとおりとする。

①　本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。

②　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）の適用工事である。

③　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

④　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

⑤　本工事は、「表層目視判定」、「コンクリート施工状況把握チェックシート」を実施するコンクリート構造物品質確保対策の試行工事である（なお、本工事で適用する検査基準については、従来どおり共通仕様書に基づくものである）。

⑥　本工事は、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

⑦　本工事は、地域外（遠隔地）からの建設資材等の調達に係る費用について、支払実績により設計変更を実施する試行工事である。

⑧　本工事は、「土木請負工事工事費積算基準」等により各種工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率（率分）及び現場管理費率にそれぞれの補正係数を乗じることとしていることから、見積にあたっては留意すること。

⑨　本工事において主任技術者を配置する場合、密接な関係のある二以上の工事を同一の建設業者が近接した場所（相互の間隔が10㎞程度）において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができるものとする。

なお、主任技術者を兼務する場合は、入札説明書別記様式３に現在従事中の工事及び本工事と重複する場合の対応措置等について記入すること。

⑩　本工事は、現場経験の少ない技術者の技術力向上を図るため、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（以下「専任補助者」という。）を配置することができる試行工事である。

⑻　本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたい者は、支出負担行為担当官の承諾を得て紙入札方式に代えることができるものとする。

２　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　東北地方整備局におけるプレストレスト・コンクリート工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　平成11年４月１日以降に、発注者から直接請け負った者（以下「元請け」という。）として完成・引渡しが完了した、下記⒜から⒠の要件を満たすＰＣ橋上部工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。なお、乙型共同企業体の実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。

経常建設共同企業体（甲型）にあっては、代表者を含む構成員の何れかが下記⒜から⒠の実績を有すること。

⒜　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ―20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）であること。

⒝　橋梁形式が連続箱桁又はラーメン形式の新設のＰＣ橋であること。

⒞　最大支間長が45m以上であること。

⒟　架設工法が固定支保工以外の架設工法であること。

⒠　⒜から⒟の施工実績が適切なものであること。

ただし、⒜から⒠は同一の橋梁で施工した実績であること。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。

また、上記⒜から⒠の施工実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事（旧地方建設局を含み、港湾空港関係を除く。以下「大臣官房官庁営繕部又は地方整備局発注工事」という。）である場合は、工事成績評定点が65点未満のものではないこと。

ただし、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日までに工事成績評定点の通知がされていない工事の施工実績を提出する場合は、上記⒠「⒜から⒟の施工実績が適切なものであること。」を満たすとともに工事事故による指名停止を受けていない工事の施工実績に限り参加資格を認める。

⑸　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有すること。

②　平成11年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、下記⒜から⒠の要件を満たすＰＣ橋上部工事の施工経験を有すること（共同企業体の構成員としての経験は出資比率が20%以上の場合のものに限る。なお、乙型共同企業体の経験については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）。

⒜　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ―20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）であること。